

「あいち人権推進プラン（仮称）」（案）に対する県民意見の概要及び県の考え方

I はじめに 【1件】

意見概要	県の考え方
人権は、他者をジャッジするためのものではなく、人としての正しさ(human rights)だと思う。	そうした観点も踏まえて啓発等を行ってまいります。

II プラン策定にあたっての基本的な考え方 【1件】

意見概要	県の考え方
日本人に向けての案なのに海外の人の人権を守るのには関係ないのではと思う。被差別部落の方とかも。もっと日本人に向けての案が必要だと思うのでこの案は必要ないと思う。	本プランは、本県に住んでいる方や通勤・通学している方を「県民」と定義し、プランの対象者としています。その中には外国籍の方も含まれています。

III 推進施策-1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり 【14件】

意見概要	県の考え方
愛知県の人権施策全般について、県民に広く周知するため、人権PRブースのような常設広報施設を名駅周辺または栄周辺に設置する。 県内小中学校を対象に、「人権啓発活動コンクール（仮称）」を実施し、積極的に実践した学校、ユニークな取組みを導入した学校等を表彰する。選定に当たって、学識経験者やNPO代表等から中立的な第三者委員会を設置する。	人権啓発の拠点として、東大手庁舎内に「あいち人権センター」を設置していますが、まずは、同センターを広く周知していくこととし、その旨をプランに追記しました。人権啓発活動については、御意見の趣旨を踏まえながら、施策を検討していきます。
「相談的確に対応」「相談窓口の充実」「相談体制の整備」はじめ、プラン案に「相談」という言葉が100回以上使われており、相談に力を入れているということがうかがわれるが、「相談した人は5.0%しかいませんでした(16頁)」という記述もある。 「相談したらどうにかなる」「問題や悩みが解決する」という確信やイメージが得られない思いや疑念がある。 一つひとつの相談に対して、相談窓口はどのような対応をしてくれるのか。傾聴なのか、助言なのか、専門機関紹介なのか、ケースワークとして動いてくれるのか。一つの相談に対して、その解決まで寄り添ってくれるワンストップ的な機能が確保されていれば、問題を抱えている人はそれに期待し、頼り、相談も増えると思う。 あいち人権センターはじめ、人権に関する相談を受けられる窓口がいくつもあるようだが、それらで受けた相談の状況を知りたい。相談件数、相談者の属性、何に困っての相談か、それに対してどのような支援をしたか、その結果は、の一覧表等があればと思う。 ネットを覗くと、法務省をはじめ、いくつかの自治体、いくつかの関係団体等が、人権に関する相談窓口を設けていることが分かる。そこには、相談の投稿窓口とともに、その機関等が行った具体的な支援やその結果等の事例紹介も載っている。ここに相談したら解決が期待できる、頼れる、と思わせる工夫がなされていると思う。この配慮が大切だと考える。	相談窓口ではどのような対応ができるか、また、どのような支援を行ったかについて紹介する等、御意見を踏まえながら、周知の方法について検討していきます。
「スポーツを通じた人権啓発イベント」の開催が特化される理由がわからない。「ワークショップ」の開催が求められているのではないか。 「(2)人権教育・啓発の推進」の「②学校等における人権教育の推進」において、まず最初に「こども基本法」にふれた上で「何よりも子どもの意見を聞くことを最優先すべきだ」と明文化してほしい。そのためにも「イ 教職員・保育士の資質向上を図る研修等の充実」において、「子どもと毎日関わる教職員、保育士等の人権を護ることの大切さ」「労働条件や職場で子どものことを語り合い考え合える職場づくり」を位置づけてほしい。権利を護られていない人間に他者の権利を語ることははずかしい。「④特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進」の「イ 教職員」も同様。	「スポーツを通じた人権啓発イベント」は、これまで実施してきており、有効な啓発活動の手法であると考えています。「ワークショップ」については追記しました。 「②学校等における人権教育の推進」の「イ 教職員・保育士の資質向上を図る研修等の充実」に人権尊重の職場づくりについて追記しました。「④特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進」については、教職員以外の特定の職業に従事する者にも同様のことが言えることから、前文に追記しました。「こども基本法」及び子どもの意見を尊重することについては、「2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応」の「(5)子ども」の前文に追記しました。
あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり ・プランの実効性を更に高めるため、市町村での条例の制定を働きかけてほしい ・プランの実効性を担保するため、推進本部・幹事会での積極的な議論をしてほしい ・各部署においてプランに基づき、具体的計画を立て実行してほしい ・議員への研修を行う方法を考えてほしい 相談支援について ・解決に繋がる相談支援をしてほしい ・相談員のジェンダーバランスへの配慮をしてほしい ・相談員には経験のある人選をしてほしい ・相談員のスキルを高める研修を実施してほしい ・被差別当事者の声を丁寧に聞いてほしい ・被差別当事者からの相談では当事者で相談のスキルを持っている人の意見を聞いてほしい 愛知県人権施策推進審議会について ・部落差別について当事者を選任するとともに部落差別について解決に向けて取り組んでいる人を選定してほしい。 ・委員に対して、県条例が制定された経過などを説明し理解を得てほしい	あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり ・「市町村の人権施策に関する計画等の策定の促進」の項目の中で「計画など」として明記してあり、「など」には条例も含まれます。 ・愛知県人権施策推進本部の開催については、「人権施策の総合的かつ計画的な推進」の項目の中で明記しています。 ・各部署において策定されている計画との整合性を勘案しながら、本プランを策定しています。 ・「特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進」の項目の中で公職者の人権意識の向上について明記しています。  相談支援について ・関係機関との連携や人権相談員のスキルアップ等により、解決に向けた支援を行っていく旨、明記しています。御意見を踏まえ、相談体制や相談方法などについて検討していきます。  愛知県人権推進審議会について ・各分野に詳しい方を委員に選任しており、その中で、部落差別に詳しい学識

<p>・「審議会」で被差別当事者の思いを聞く機会を設けてほしい</p> <p>p14 ウ 警察職員 3段目の「研修の充実に努めます。」を「研修の充実に努め、人権意識を醸成します。」としてほしい</p>	<p>者の方も委員として選任しています。また、新たに委員を選任する場合には、条例についても説明させていただいているところです。仮に当事者を選任する場合、部落差別だけでなく、各分野から選任することになり、条例に定められた委員の数を上回ってしまうことから、現時点では、当事者を委員にすることは難しいですが、審議会とは別に、当事者から意見を伺う機会を設けており、その旨、「県民との意見交換等」の項目の中でも明記しており、本プランについても当事者から意見を聞く機会を設けて策定しています。審議会でも当事者の思いを聞く機会を設けることについては、審議会の中で検討していきます。</p>
<p>相談員のジェンダーバランスに配慮してほしい。</p> <p>相談員のジェンダーバランスに配慮してほしい。相談員には、傾聴スキル、受け止めて解決につながるよう力が求められる。相談に来られた方に寄り添った対応をお願いしたい。</p>	
<p>部落差別を受けたとき、実効性が担保される相談事業でなければ、愛知県人権尊重の社会づくり条例とは言えない。</p>	
<p>被差別当事者の話を聞いてほしい。</p> <p>解決につながるよう、相談員への研修をしてほしい。</p>	<p>「研修の充実に努めます」だけでなく、「人権意識を醸成します」を追加することについては、警察職員に限らないことから、「特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進」の項目の前文において追記しました。</p>
<p>被差別当事者の話を聞いてほしい。</p> <p>一人ひとりに寄り添った個別の人権課題解決につながる相談員の研修をしてほしい</p>	
<p>愛知県人権施策推進審議会委員について</p> <p>部落差別について当事者を選任するとともに部落差別について理解があり解決に向けて取り組んでいる人を選任してほしい。</p>	
<p>愛知県人権施策推進審議会委員について、部落差別当事者及び一切の差別をうけている人達を解決に向けた助言者として、プランの中に声を取り入れてほしい。</p>	
<p>愛知県人権施策推進審議会委員について、部落差別について当事者を選任するとともに、部落差別について理解があり解決に向けて取り組んでいる人を選任してほしい。「実効性」を高めるために、市町村における条例の制定を働きかけてほしい。</p>	
<p>相談窓口で実施された相談について、相談者のプライバシーに配慮しつつも相談担当者と担当した弁護士、相談内容について原則公開することが行政の責務である。人権相談を口実に密室的な行政が行われてはならないことに留意すべきである。</p>	<p>相談内容については、プライバシーの観点から非公開ですが、件数については、公表してまいります。なお、相談窓口は、あくまでも相談に限っており、そこで行政が行われることはありません。</p>
<p>プランの対象者を県民及び県内の事業所としているが、昨年度の県による「人権に関する県民意識調査」でも明らかのように、土地差別の質問に対して「避ける」と回答した割合が高い経営者、教員、公務員ならびに人権侵害で問題がたびたび指摘される警察官へ人権啓発・教育をより具体化すべきである。</p> <p>審議会委員の「公正・中立性」を確保するよう明記すべきである。</p>	<p>教員、公務員、警察官を始めとする人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められている職員に対しては、「特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進」において記載しています。また、警察職員については、新たに採用された際に警察学校で行う教育、訓練や日常的に職場において行う教育、訓練などの機会を通じて、人権に関する教育を継続的に推進してまいります。</p> <p>なお、審議会委員については、公正・中立に選任していますが、その旨、追記しました。</p>

### Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (1) インターネット 【5件】

意見概要	県の考え方
<p>p18 ⑤他自治体と連携した取り組みの推進 5段目の「プロバイダ責任限定法」は「責任制限法」ではないか。</p>	<p>修正しました。</p>
<p>インターネット上の差別的な動画・書き込みについて、県が主導的に削除や抑止に動けるような内容のものにしてほしい。</p>	<p>法制度の壁があるため、本県だけの取組では限界があることから、他自治体と連携して国に対してインターネット上の誹謗中傷をなくすための取組を働きかけることとし、その旨、明記しています。</p>
<p>インターネットに対する人権侵害への取り組みについて、どのようなインターネット上の記事に対して対応したのか、その記事内容と対応内容を全て明らかにして、憲法で定められた表現の自由を侵害したり、憲法で禁じられている検閲に類する行為にならないよう十分な配慮をもって行われるべきで、これを県民に対し全て公開することを要求する。</p>	<p>公の場所で行われるヘイトスピーチについては、条例に基づき、どのような言動がヘイトスピーチに該当するかを周知するために概要を公表することとしていますが、その際も、表現の自由等に配慮する旨、条例に規定されており、ヘイトスピーチに当たるかどうかを愛知県人権施策推進審議会でも慎重に審議した上で、公表するかどうかを決めることになっています。インターネット上の人権侵害の書き込みについては内容の公表はしていませんが、表現の自由等に配慮しながら、どのような書き込みが人権侵害に当たるのかを周知する方法について検討してまいります。</p>
<p>P17. ②安全なインターネット環境の普及促進</p> <p>成人を含む広範な対象に対する取り組みの中で、行政が「暴力や性に関する過激な情報や表現のあるサイト」を「有害サイト」と一律に定義しフィルタリングの対象とすることは、日本国憲法が定める自己決定権や表現の自由を侵害するため、行うべきでない。(同趣旨1件)</p> <p>p18.⑥他自治体と連携した取組の推進</p> <p>誹謗中傷をなくす取り組みについては、積極的に実施するべきと考えるが、プロバイダの責任を拡大することについては、慎重にするべきと考えるため、具体的な取り組みの内容については修正するべきである。なお、総務省においてインターネット上の誹謗中傷等について研究をしている「プラットフォームサービスに関する研究会」における議論も同様(プロバイダの責任を拡大することについては、慎重にするべき)との方向であると認識している。(同趣旨1件)</p>	<p>P17. ②安全なインターネット環境の普及促進</p> <p>県が一律に有害サイトを定義してフィルタリングの対象にするのではなく、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、パソコンやスマートフォンを使用する際に、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスを利用することを普及しようとするものです。</p> <p>「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ」には、罰則等を適用することを前提とする削除義務を設けることについては慎重にすべきとの意見が書かれていますが、こうした意見を踏まえながら、どの程度まで、プロバイダ責任制限法の改正を国に働きかけるかを検討してまいります。</p>

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (2)外国人 【6件】

意見概要	県の考え方
<p>外国人からのニーズの高い「夜間中学を増設すること」、「外国人学校への県としての補助の充実」をしっかりと掲げてほしい。また県内の「入管施設」で死者が出たこともふまえ、国の入管行政に対して「人権尊重」を訴えてほしい。</p>	<p>夜間中学については、2025年4月に豊橋市に1校、2026年4月に豊田市・小牧市・一宮市に各1校ずつ全4校を開校する予定です（別途名古屋市が2025年4月に1校を開校予定）。2026年までに、尾張地区、三河地区及び名古屋市にバランスよく夜間中学が配置されるため、県立夜間中学については4校の体制で、夜間中学で学びたいという方の学びの場をしっかりと確保していきます。また、外国人学校における日本語指導者雇用に係る経費の助成のほか、各種学校として認可されている外国人学校に対しては運営費の補助も行っています。国の職員に対しては、県から直接指導することはできませんが、「1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり」の「(2)人権教育・啓発の推進 ④特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 ア 行政職員等」において「国や市町村の職員、公職者等については、担当部署や関係機関等と連携しながら、人権意識の向上に努めます」としています。</p>
<p>外国人の項目について、外国人をこんなにはじめの方に記載するのに違和感がある。日本人高齢者よりも外国人への多様性を推進するのはなぜか。 また、ヘイトスピーチにとりわけ注目する理由がよく分からない。私の認識では、外国人にも二通り場合分けできると思う。一つは日本人の文化に自分を合わせようと努力して地域に溶け込む努力をしている方。もう一つは自分のスタンダードを日本人に押し付けて日本の文化を変更しようとする方。前者については日本人も差別をなくしてなるべく好意的に受け入れるよう努力をすべきかもしれないが、後者については受け入れられないことを表明すべきである。ヘイトスピーチを声高に叫ぶグループには後者の性格があるため、これらを区別して多様性の名のもとに何でも安易に受け入れることのないようにしてほしい。 また、国家や行政の重要情報を扱う公務員全般には外国人を採用しないようお願いする。日本人の情報が外国に流出する案件が各所で発生しており、敵対的な外国人に対しては注意をする必要がある。</p>	<p>個別課題の順番については、「2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応」の冒頭に記載のとおり、愛知県人権尊重の社会づくり条例で規定した4つの個別課題を先にもってきておりましたが、順番に関わらず、いずれの人権課題も重要なものであるとの認識のもと、各施策に取り組んでいくこととしております。 ヘイトスピーチについては、条例に定められておりますので、その取組を記載しています。また、「①多文化共生への理解促進」において、「在住外国人と日本人住民が、互いに多文化共生の意義や習慣や文化のちがいを理解し」となっており、日本人だけでなく、外国人にもちがいを理解していただけるよう、取り組んでまいります。 なお、現行では、外国人は基本的には国家公務員になれず、地方公務員においても一部の職務に制限があります。</p>
<p>外国人の権利について、憲法で定められた国民主権を侵害しない範囲で施策を行うよう留意することを要求する。</p>	<p>本プランの取組は、法律の範囲内で行われます。</p>
<p>交差性なども考慮されていてとても充実している印象を受けた。外国人にも多く言及されているし、誰一人取り残さないということも書いてあるが、入管施設では人権を蔑ろにされて暮らしている人や、ウィッシュマサンダマリさんのように医療に繋がってもらえず命を落とした人もいる。母国に帰る事が出来ずに非正規滞在となり、収容されたり、仮放免になっても就労や移動の自由を禁止されている人もいる。非正規であっても、これらの外国人にも他の人と同じように人権はあるし、蔑ろにされてはいけないと思う。誰一人の中に非正規滞在状態の外国人も含めていただけるようお願いしたい。</p>	<p>入管行政については、本県の範疇を超えますが、出入国在留管理庁のホームページによれば、収容施設は、保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられ、その属する国の風俗習慣、生活様式を尊重されているとのこと。また、仮放免は、一時的に収容を停止し、一定の条件を付して身柄の拘束を仮に解く制度であるため、ある程度の制限はやむを得ないものと考えられますが、不当な人権侵害はあってはならないものと考えています。</p>
<p>愛知県人権尊重の社会づくり条例「第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を廃止すべきである。本邦外出身者に限定した不当な差別的言動のみを申し立てることができるのは、日本民族差別以外の何者でもなく、条例前文の「誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の文言は空虚であり、日本国憲法第14条の「法の下に平等」を無視しており違憲である。</p>	<p>条例では、前文で「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在するとともに」と例示し、「こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題の解消のため」との趣旨を盛り込み、あらゆる人権に関する課題の解消を図り、人権尊重の社会づくりを推進していくことをめざしています。条例では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を踏まえ、差別的言動の対象になりやすい本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する条項を設けておりますが、本邦外出身者以外の者に対する不当な差別的言動についても許されないものと考えています。本プランは、条例を踏まえて策定しており、こうした考え方を引き継いでいます。</p>
<p>愛知県は、外国からの移住者が日本で2番目に多く生活している。外国にルーツのある方々に対しても、国際水準の良質な人権が保障される様にしてほしい。</p>	<p>外国人に対する取組については、「(2)外国人」において記載しています。</p>

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (3)部落差別 【2件】

意見概要	県の考え方
<p>p20 (3)部落差別 下から3段目について、完全に引用した文章ではないので、「同和問題」を「部落差別」としてほしい。 p22 ⑥就職・結婚等における差別の防止 8段目の「戸籍の謄抄本・住民票の交付」を「戸籍の謄・抄本、住民票の交付」としてほしい。 p22 ⑦インターネットを利用した差別情報の流布の防止 下から2段目について、県民に差別情報の流布の罪の重さをより理解してほしいので、「逮捕され、有罪判決」を「逮捕され、懲役1年執行猶予4年の有罪判決」としてほしい。</p>	<p>御意見のとおり修正しました。</p>
<p>行政がモニタリングと称してネット上の「部落」情報を、受理・判断基準を明確に公表せず一方的に削除要請するのは、国民の言論の自由を侵害することにつながる。住民の権利救済する場合は、当該住民による「削除」の取り組みを支援することに徹すべきである。</p>	<p>県は、直接、プロバイダー等に対してインターネット上の差別的書き込みの削除要請を行う権限がないことから、人権擁護機関である法務局に対して削除要請を行うこととしており、要請を受けた法務局において、言論の自由等を鑑みながら、プロバイダー等に削除要請しております。なお、誹謗中傷等の被害者支援についても行っています。</p>

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (4)性的少数者 【6件】

意見概要	県の考え方
4月からのパートナーシップ制度開始には感謝するが、今後は、国に婚姻の平等を求める働きかけをしてほしい。フランスのように離婚するときに裁判が必要になるわけではないので、別の枠組みが必要でもなく、別の枠組みをしてしまうと特別な人である事が逆に明確になってしまうと感じる。法の外に追いやられている人々を公平な立場にするためにも、婚姻を性の在り方で区別をしないよう、働きかけてほしい。	機会を捉えて、当事者の声を国の方へ伝えていきます。
「ファミリーシップ制度の導入」は、早急に実施してほしい。	2024年4月から実施します。
愛知県としてパートナーシップ制度を導入してほしい。同性愛者など、すべてのひとが、異性愛者と同様の権利をもって大切な人と共に生きていけるようにしてほしい。	
「ファミリーシップ制度」の導入に期待している。	
パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の記述があるが、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度にはいくつもの問題がある。この制度の問題点について詳しいサイトがある（ <a href="https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/">https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/</a> ）。このように、婚姻制度と矛盾しているため、法律にも違反するものとなっている。そのため、この「あいち人権推進プラン」からは削除し、記載しないようお願いしたい。	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の利用は任意のものであり、利用を強制するものではないため、当事者の内心の自由は守られると考えています。また、本制度は、法律の範囲内で行われるものであり、例えば、相続などの財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務は、法律上の婚姻関係になれば発生しませんし、本制度を利用することによって、優遇措置が受けられるわけでもありません。本制度は、パートナーとともに歩む二人（及びその家族）の人生が尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりをめざして行われるものです。
同性婚容認、戸籍の破壊、家族の概念の破壊など、日本国の社会秩序、伝統、文化の破壊の因となりうるファミリーシップ制度に反対する。	ファミリーシップ制度は、同性婚が認められていない中、同性カップルが抱えている困難な状況を改善するため、法律上の権利や義務は発生しないものの、安心して暮らしていただく環境づくりの一環として導入するものであり、日本の社会秩序や伝統、文化を否定するものではありません。

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (5)子ども 【4件】

意見概要	県の考え方
子どもの権利条約の普及啓発について、子どもに人権という権利が自分たちにはあって、守られている存在だということを認知させられるような施策にすると、いじめの防止にも役立つと思う。 欧米では、子どもの頃から人権に対して権利教育をされていると聞いている。子どもが学校でいじめられる事例が後を絶たない。子ども自らが自分を守られ育てられるという権利を持っているということを知れば、自分からSOSを出すことも可能になる子どもも出てくるのではないか。 子どもの生きやすい社会の実現をお願いしたい。期待している。	子どもに人権があり、守られている存在だということを認知できるようにする旨をプランに追記しました。
教育や学校運営について、子どもたちの意見を聞くことが最優先課題である。そのための機会を県としてほしい。スクールソーシャルワーカーの専任化にもふれてほしい。また2024年度より「子ども家庭センター」が設置されることに「②いじめ対策等の推進」でふれるとともに、県保健所の役割にもふれてほしい。「⑦子育て支援の充実」において子育て家庭に最も関わるのは保健師であるため、そのことにふれてほしい。	子どもの意見の尊重については、前文に追記し、スクールソーシャルワーカーについても「②いじめ対策等の推進」に追記しました。「子ども家庭センター」については、「⑦子育て支援の充実」に追記し、注において子ども家庭センターの説明として、従来の「子育て包括支援センター」の機能を担うことを明記しました。 学校現場における子どもの意見を聞く機会については、小中学校では、生徒会の活動を中心に、各校で設けられていると考えております。今後も子どもが主役となって活躍できる学校経営が展開されるよう支援してまいります。県立高等学校に対しては、様々な機会をとらえ各学校に子どもの権利条約についての説明をしており、その際生徒の意見を尊重する機会を増やすよう周知しております。
P26 (5) ヤングケアラー支援の充実 ヤングケアラーを社会全体で支えたり、理解を促進するよりも、子どもたちがケア労働を担わなくてすむような社会を作る必要があると思う。介護職の賃上げも必要ではないか。	ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげていくためには、周囲の大人による気づきや、子ども本人からのSOSが重要であるため、理解促進にも取り組んで、社会全体で支えていく必要があると考えています。 御意見を踏まえ、子どもの人権が尊重される社会づくりをめざしていきます。
子ども基本法が出来たので、子どもに関わる仕事をする大人が、子どもの人権と大人本人の人権が守られるような、具体的な人員配置、十分な賃金、環境整備もぜひ実施してほしい。そして本当の意味でのインクルーシブ保育、教育を、インクルーシブ保育、教育先進国を参考にして実施してほしい。健常者である子どもたちの生きやすい教育に。若年層の自殺をなくすためにも希望する。	教職員・保育士の人権も守られるよう、「イ 教職員・保育士の資質向上を図る研修等の充実」に追記しました。また、インクルーシブ教育については、「⑤特別支援教育の充実」において言及しています。

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (6)女性 【5件】

意見概要	県の考え方
<p>P27. ① 男女共同参画の理解の促進</p> <p>メディアという表現は広く捉えれば個人のSNSをも含む広い範囲を指し示す言葉であり、広範に行政が表現を規制すると捉えられかねない。また、仮に「マスメディア」等に対象を限定する場合であっても、行政からの働きかけは表現の自由の観点から実施するべきではない。よって、メディアへの働きかけを言及している点については削除するべきである。なお、エンターテインメント表現については、制作当時の時代背景などから現代の価値観では受け入れられないような表現があるが、そのような表現であっても尊重されるべきであると付言する。</p> <p>女性の性的側面を強調した行為の全てを女性の尊厳を害する行為と解するべきではない旨を強調する。女性の人権尊重やジェンダーの観点からは、個々の女性自身の自己決定権・表現の自由の権利も最大限に尊重されるべきであり、これらの権利を不当に害する形で女性の表現が制限されてはならない。なお、女性の性的側面を強調した行為のうち、女性の尊厳を害する犯罪であるもの（リベンジポルノ等）に対して、行われることのないよう対応することに反対するものではない。（同趣旨1件）</p>	<p>条例では、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ啓発等を行うこととしています。したがって、個別具体的な表現について規制するものではなく、啓発等による働きかけをしてまいります。</p>
<p>女性の支援として就業に重きが置かれていることに懸念がある。私の周りの専業主婦は働いていないことに罪悪感を持っている人が多い。彼女達は介護や障害児育児など就業以上にハードなケア労働を担いながら、「専業主婦だから楽をしている」といった世間の偏見に苦しんでいる。賃金労働を担わない女性にスティグマを植え付けないプランにしてほしい。</p>	<p>ケア労働は不可欠な労働であり、重要なものです。また、多様な生き方として、専業主婦を否定するものではありませんが、御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准している。また、2/15に全国都道府県の年収男女差データが出た。本気で取り組むのであれば、ネーミング自体も「男女共同参画」より「男女平等参画」がよい。</p>	<p>女性差別撤廃条約の理念のもと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保をめざしてまいります（「(6)女性」の項目に記載しています）。</p>
<p>どういった方法があるかはわからないが、DV等に関しては社会や加害者側に変わってもらわないと限界があるのではないかと感じている。加害者および社会の側の問題であることを社会全体で認識し、変わっていくべきだという方向性を打ち出してほしい。</p>	<p>「DV理解のための広報・啓発の推進」を追記しました。</p>

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (8)障害者 【1件】

意見概要	県の考え方
<p>県内公共交通機関のダイヤ改正や駅員削減などによって障害のある人たちの移動の自由と安全がおびやかされている。県としての取り組みをきちんと位置づけてほしい。</p>	<p>鉄道事業者の運行計画や事業改善に対する指導権限は県にはありませんが、公共交通機関の駅等において、ハード面はもとより、心のバリアフリー化を働きかけることにより、人にやさしいまちづくりを推進しています。心のバリアフリー化については、「様々な人権課題への対応」において明記しています。</p>

Ⅲ 推進施策-2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応 (12)様々な人権課題への対応 【2件】

意見概要	県の考え方
<p>障害者、ホームレスの方々の住宅確保に県として積極的にとりくんでほしい。県営住宅のあり方、空き家活用対策など「住まいは人権」の立場でおねがいしたい。加えて、避難所に、テントハウスや段ポールベット等々を配備しようとして施策化をお願いしたい。</p>	<p>障害者を始め、高齢者、外国人等は賃貸を断られてしまう場合があるため、居住支援の取組を推進する旨、明記しています。また、ホームレスについては、公営住宅の優先入居制度の活用等により安定した居住場所の確保を図る旨、明記しています。また、避難所については、必要物資の備蓄を県及び市町村で引き続き進めてまいります。</p>
<p>「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人々」をぜひ入れてほしい。愛知県にもカミングアウトできずにいるアイヌの人々は生活している。親から、子どもが愛知県で働いているので、何かあったら相談にのって欲しいと依頼された。刑を終えて出所した人も当然いる。</p>	<p>「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人々」については、「様々な人権課題への対応」の項目の中に明記しています。</p>

Ⅲ 推進施策-3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり 【2件】

意見概要	県の考え方
<p>「交差する人権課題を踏まえた連携・共同の関係づくり」はプランの中でも、卓越した視点である。今後の重要課題に取り組むにあたって重要なことであり、県職員の皆さん並びに県民全体の理解が深まることを期待するとともに、様々な活動が行われている方々がこの視点に立って取り組まれるよう周知を要請する。</p>	<p>県民への周知及び関係機関や関係部局で従事する職員に対する周知を追記しました。</p>
<p>交差する人権(複合的差別)の概念は社会的に理解されていない。外務省も明確な定義をしていない用語と示している。具体的な事項にせず、平たく記述すべき。</p>	<p>交差性については、まだあまり知られていませんが、そうした課題があることについて、まずは理解してもらうことが大切だと考えています。</p>

Ⅳ プランの推進に向けて 【2件】

意見概要	県の考え方
<p>プランに掲げる施策の実施状況について、基準を設け点数で評価し、低評価の施策については、PDCAサイクルにより改善案を検討すること。</p> <p>また、「あいち人権施策年次レポート」について、報告書形式ではなく、数分程度の動画にまとめて県のホームページに掲載し、その際、若年層の興味関心を喚起するため、イメージキャラクターを起用すること。</p>	<p>評価の仕方については、愛知県人権施策推進審議会で検討します。年次レポートについては、わかりやすく作成する予定です。</p>

<p>近年の人権問題においてはマイノリティを重視するあまりにマジョリティの人権や権利までもが侵害されるような本末転倒の事例が見られることが国際的にも問題になりつつある。そうした事実を踏まえて為政者の責任として最大多数の公共の福祉に留意することは大前提で推進プランを進めていただくことを県民として要求する。</p> <p>その上で本プランに従事する担当部署、担当者名と各予算と実行内容についての詳細は必ず全て公開してほしい。特に「(2)人権教育・啓発の推進」において、公権力の行使に関わる行政職種、職員に対し、人権教育の名の下に国民や県民の権利や安全保障が脅かされるようなことがあってはならない。これらの職種へ関わるプラン担当者は教育啓発担当者は全て必ず氏名と国籍を明らかにして、憲法で定める国民主権を侵害しないよう配慮すべきことを要求する。対応した側の職種と担当者も明らかにして、公開することを要求する。またプラン実施内容や教育、啓発に使われたテキスト、資料についても全て詳細を公開することを要求する。実際の啓発教育現場は県議会議員が立ち会い可能とし、十分なチェック機能が働くよう配慮してほしい。マスメディアに対し提供するという情報についても全て公開するのが県民に対する責務である。本プランに参加する民間団体、NPO、NGOについての行動、経費についても全て国民及び県民に詳細を公開することを要請する。人権教育の名目で県の公金や公権力が民間の特定団体を利するような使われ方をしてはならないことに充分留意すべきであり、本プランの担当部署以外の部署による監督と議会への報告は必須要件とすべきである。</p>	<p>本プランは、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりをめざしており、その方向でプランが進められているか、毎年度、検証することとしております。</p> <p>人権施策の実施状況については、どの程度、詳細に記載するかは未定ですが、毎年度、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表していく予定です。なお、本プランの掲載の有無に関わらず、行政が行う事業は、基本的に公開を原則としており、議会のチェックも受けることとなっています。NPO等に行政から助成金が支出された際にも同様に公開が原則となっています。</p>
---	--

**プラン全体に関すること 【12件】**

意見概要	県の考え方
外国人、難民、LGBT、子どもなど、あらゆる差別を禁止する「包括的差別禁止」を入れてほしい。	「愛知県人権尊重の社会づくり条例」は、不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくことを目的としており、それを受けて本プランを策定しています。差別の禁止や罰則については、条例で決めていないため、本プランにおいて明記することは難しいですが、基本目標のめざすところとして、「不当な差別を始めとしたあらゆる人権課題の解消をめざす」旨を追記しました。また、「人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立」について、国へ要望する旨、明記しています。
「差別を禁止する」ということをプランの中に明記してほしい。悪質な差別、確信犯による差別や被差別部落のアウティングについては説示してもダメな場合は罰則を導入してほしい。	
「差別を禁止する」ことをプランの中に明記してほしい。	
「差別を禁止する」ことをプランの中に明記してほしい。また、悪質な差別、確信犯による差別については、罰則を導入してほしい。差別された人は、さればなしで救済もなく、差別する人は、しっばなしで制裁もないのはおかしい。被差別の当事者の声をもっと聞いてほしい	
部落差別をはじめ、一切の差別について実効性を高めるための条例・罰則を含めたプラン導入を期待する。	
「差別を禁止する」ことをプランの中に明記してほしい。悪質な差別、確信犯による差別については罰則を導入してほしい。	
悪質な差別、確信犯による差別については罰則を導入してほしい。	
あらゆる悪質な差別については罰則を導入してほしい。ネット上で差別発言行為が県民に対して行われた場合、県として差別者を特定し公表する等強い罰則を与えてほしい。	
部落差別を明記し、実効性を条例に明記してほしい。	部落差別については施策目標2の「(3)部落差別」において明記しており、条例第14条にも明記しています。
「『愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）』に対する申し入れ書」において、①条例は、憲法の理念を謳い、具体的な人権項目を挿入すべきでない②必要な人権施策の取り組みを限定的にし、多様な人権課題が無視される問題がある③人権問題を県民の差別意識だけに矮小化せず、行政による制度の確立、条件整備の充実が第一義的である④人権審議会の審議委員の公正・中立性の確保⑤新たな差別を生むことがないように配慮をすべきと指摘したが、「人権推進プラン」においても同様に反映すべきと考える。	施策目標2の推進施策において、個別課題を掲げていますが、人権課題が多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応する旨、冒頭に記載するとともに、施策目標1において、包括的に人権侵害の未然防止を図っていく旨、記載しています。また、「プラン策定の背景」として、「基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければなりません」と冒頭に記載しています。新たな偏見や差別が生じないようにする旨については、施策目標2の推進施策の冒頭に記載しています。 (④は、「1 あらゆる人権尊重の解消に向けた環境づくり」でコメント)
「人権」とあるのに、「他者を尊重しながら」という言葉が多くある。「人権」について国連の人権高等弁務官事務所は、「生まれてきた人間全てに対して、その人が能力を発揮できるように、政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権。人権は誰にでもある」と説明している。日本独自の「優しさ・思いやりアプローチ」または道徳教育ではなく、国際水準の自らの権利を知り、自分たちが権利の主体として、人権の実現のために行動するための知識を学べるようにしてほしい。そうすることで、その知識が人権実現への活動につながり、人権侵害などを引き起こしている社会構造に変化を起し、次の世代がより良く過ごせるようになっていくと思います。推進プランの中に書かれていた「人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける」を具体的に実践してほしい。	人権教育・啓発については、「(2)人権教育・啓発の推進」において、記載しています。また、行動するための知識として、研修等の方法も工夫してまいります。
国内外で深刻な人権侵害の発生・発覚が相次ぐなか、このように「基本的人権は、(中略)いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです」と掲げる「あいち人権推進プラン」が定められることは県民としてとても心強く感じる。	御意見を踏まえ、プランを推進してまいります。

人権全般及び県政に関する意見等 【3件】

意見概要	県の考え方
<p>部落差別を受けた人は、悲しんでいる。どんな差別でも禁止。差別のない国になってほしい。</p> <p>水平社宣言から100年以上になるが、部落差別はなくなっていない。インターネット等により悪質化している。憲法に「差別されない」と謳ってあるが、「差別はしてはいけない」とはなっておらず、罰則もない。交通ルールでも違反したら罰せられる。部落問題にも障害者、外国人、高齢者等の課題がある。相手の事を思いやる心を持った人間を育てる社会にしくはない。</p>	<p>御意見をいただいたような社会をめざし、条例及び本プランに基づき、人権施策を推進してまいります。</p>
<p>行政府が憲法を遵守していない。思いやりの心やなかよししょうは人権の話ではない。人権が無視された教育を受けてきた日本人は、匿名の空間では実に多彩な意見が飛び交う。これでは多様性を認めぬ国家へ一直線である。人間らしく生きていく権利は、生まれながらにして自然に備わっている権利であり、天から与えられている権利である。</p> <p>『国家』より前に私たちの『人権』は生じている。憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。私たちはみんな、かけがえない大切な存在であり、個性や価値観は異なるが、同じ人間として尊重しあって共存していきたい。個人として尊重されるよう、行政は動いてください。個人が犠牲になることが尊ばれる全体主義に間違っても進まぬよう細心の注意を払うのが公務員の義務である。</p>	<p>御意見として承りました。なお、行政職員に対しては、人権教育・啓発を推進していく旨、記載しています。</p>